

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】令和4年4月27日(2022.4.27)

【公開番号】特開2022-16854(P2022-16854A)  
 【公開日】令和4年1月25日(2022.1.25)  
 【年通号数】公開公報(特許)2022-013  
 【出願番号】特願2020-119820(P2020-119820)  
 【国際特許分類】  
 A 6 3 F 7/02(2006.01)  
 【FI】  
 A 6 3 F 7/02 3 2 0

10

【手続補正書】  
 【提出日】令和4年4月19日(2022.4.19)  
 【手続補正1】  
 【補正対象書類名】特許請求の範囲  
 【補正対象項目名】全文  
 【補正方法】変更  
 【補正の内容】  
 【特許請求の範囲】  
 【請求項1】

20

可変表示を実行し、遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機であって、通常状態よりも可変表示が実行されやすい特別状態に制御可能な状態制御手段と、可変表示が実行されるときに数値情報を更新可能な更新手段と、前記遊技機への電力の供給が停止されたときに、前記数値情報を記憶可能な記憶手段と、前記遊技機への電力の供給が停止され、当該遊技機への電力の供給が再開されたときに、前記記憶手段に記憶された前記数値情報を初期化することが可能な初期化手段と、演出を実行可能な演出実行手段と、を備え、前記状態制御手段は、前記更新手段が更新した前記数値情報が、可変表示の実行回数としての特別回数に対応する特定値となることによって特別条件が成立したときに前記特別状態に制御可能であり、前記演出実行手段は、前記遊技機への電力の供給が停止され、前記記憶手段に記憶された前記数値情報が初期化されることなく当該遊技機への電力の供給が再開された場合に、可変表示の実行回数が特定回数となるときに、前記記憶手段に記憶された前記数値情報が初期化されていないことを示唆する特殊示唆演出を実行可能であり、可変表示の実行回数が前記特定回数となる可変表示において前記有利状態に制御される場合に前記特殊示唆演出が制限される、ことを特徴とする遊技機。

30

【手続補正2】  
 【補正対象書類名】明細書  
 【補正対象項目名】0006  
 【補正方法】変更  
 【補正の内容】  
 【0006】

40

上記目的を達成するため、本願発明に係る遊技機は、可変表示(変動表示)を実行し、遊技者にとって有利な有利状態(大当たり遊技状態)に制御可能な遊技機(パチンコ遊技機1)であって、通常状態よりも可変表示が実行されやすい特別状態(時短状態A、時短状態B(救済時短状態))に制御可能な状態制御手段(CPU103)と、

50

可変表示が実行されるときに数値情報（救済時短回数カウンタ）を更新可能な更新手段（遊技制御用マイクロコンピュータ100における、ステップ113 I W S 7 1を行う部分）と、

前記遊技機への電力の供給が停止されたときに、前記数値情報を記憶可能な記憶手段（救済時短回数カウンタの値を記憶するRAM102）と、

前記遊技機への電力の供給が停止され、当該遊技機への電力の供給が再開されたときに、前記記憶手段に記憶された前記数値情報を初期化することが可能な初期化手段（RAMクリア処理）と、

演出を実行可能な演出実行手段（演出制御用CPU120）と、を備え、

前記状態制御手段は、前記更新手段が更新した前記数値情報が、可変表示の実行回数としての特別回数（900回）に対応する特定値となることによって特別条件（救済時短回数カウンタの値が「0」、即ち、救済時短に到達する）が成立したときに前記特別状態（時短状態B）に制御可能であり、

前記演出実行手段（演出制御用CPU120）は、前記遊技機への電力の供給が停止され、前記記憶手段に記憶された前記数値情報が初期化されることなく当該遊技機への電力の供給が再開された場合（電源投入時にRAMクリア処理を実行しなかった場合）に、可変表示の実行回数が特定回数（100回）となったときに、前記記憶手段に記憶された前記数値情報が初期化されていないことを示唆する特殊示唆演出（第1特殊示唆演出）を実行可能であり、

可変表示の実行回数が前記特定回数となる可変表示において前記有利状態に制御される場合に前記特殊示唆演出が制限される（電源投入後に100回目の変動表示が実行されるときに、表示結果が「大当たり」となる場合には、第1特殊示唆演出を実行しない）、ことを特徴とする。

このような構成によれば、特殊示唆演出が実行される状況を考慮して適切に特殊示唆演出を実行することが出来る。

10

20

30

40

50